

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年9月10日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石川 茂
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内神田1丁目13-7
【事務連絡者氏名】	一ツ家 賢
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	CAMベトナムファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成26年9月11日から平成27年9月10日まで） 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

CAMベトナムファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドの受益権は契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託者であるキャピタル アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

なお、上記金額には、申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。以下同じ。）は含まれていません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料はかかりません。なお、「分配金受取りコース」「自動継続投資コース」については、後記「(12) その他⑤」をご参照下さい。

(6) 【申込単位】

申込単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳細については販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(7) 【申込期間】

平成26年9月11日から平成27年9月10日まで

ただし、継続申込期間中であっても、ベトナムの証券取引所またはベトナムの銀行のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として、取得のお申込みの受付はできません。

（継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込の取扱いを行います。ただし、販売会社によっては一部の店舗で申込の取扱いを行わない場合があります。

申込取扱場所の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。）までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は、次の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。
- ② 販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。
- ③ 販売会社の営業日であっても、ベトナムの証券取引所またはベトナムの銀行のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として、お申込みができません。
- ④ 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。
- ⑤ 当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問い合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- ⑥ 「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできません。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性（ ） 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式）） 資産複合（ ）	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
------------	----	--

属性区分の定義

投資対象 資産	その他資産 （投資信託証 券（株 式））	目論見書または信託約款において、主として株式、債券および不動産 投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマ ザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資を行 います。このため、商品分類表の投資対象資産（収益の源泉）は株式 に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券（株 式））」に分類されます。
決算頻度	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるも のをいいます。
投資対象 地域	アジア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を 除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマ ージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する ものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載が あるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載
しております。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商
品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ
（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<ファンドの特色>

1 成長性の高いベトナム株式への投資

ベトナムの全人口は約9,000万人、旺盛な消費を生み出します。

また、毎年約150万人が社会に出ており、安価で勤勉な労働力は国際競争力の源ともなります。

当ファンドは、実質的に、ベトナムの取引所に上場する株式ならびに世界各国、地域の取引所に上場するベトナム関連企業の株式に投資します。ベトナム関連企業とはベトナムで営業を行なう、もしくはベトナム経済の動向から影響を受けるビジネスを行なう企業をいいます。なお、原則として、為替ヘッジは行ないません。

2 ファミリーファンド方式で運用

ファミリーファンド方式とは、投資家の資金をまとめてベビーファンド(CAMベトナムファンド)とし、ベビーファンドがマザーファンド(CAMベトナムマザーファンド)に投資することによって、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。ベトナム株への実質的な投資は、マザーファンドで行なわれます。

<ファンドの仕組み>



3 年2回決算を行ない、運用実績等に応じて収益分配を行ないます。

毎年2回(6月10日及び12月10日。ただし休業日の場合は翌営業日)、決算を行ない収益の分配を行ないます。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

<追加的記載事項>

ベトナムの魅力

魅力1 高い経済成長力

1980年代の半ばから市場経済システムを導入し、長期にわたり7%前後の実質GDP成長を遂げつつあります。就労人口も農業から工業、高付加価値産業へと移行しつつあります。2008年～2009年の世界的な金融危機の渦中でも、ベトナムの実質GDP成長率は5%を超えました。2013年も5.4%の成長率を達成し、IMFによると2014年は5.6%へ加速すると予測されています。

【ベトナム語】 **Đổi mới** (ドイモイ)

1986年12月のベトナム共産党第6回大会でドイモイ路線が採択されて、ベトナム経済は回復に向けて踏み出しました。ドイモイのドイは「変える」、モイは「新しい」を意味するベトナム語で、日本語としては「刷新」と訳されるのが一般的です。ドイモイは「市場経済の導入」「対外開放」を2本の柱として進められました。

魅力2 若く勤勉な労働力

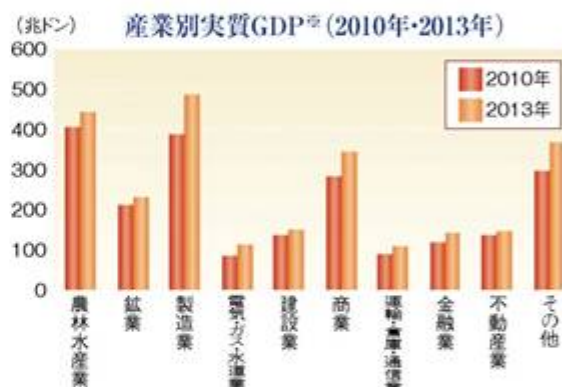
現在の人口は約9,000万人、年間に100万人のペースで増加しており2020年には1億人を超えると予想されています。勤勉な労働者による高い国際競争力、国営企業の民営化進展などが経済成長の原動力となっています。

ベトナムの産業構造の推移

■多様化する産業

ベトナムは、近年の経済成長と共に、産業構造も多様化して来ました。

2013年の産業別GDPでは、農林水産業を抜いて製造業が最大の産業に育ち、商業をはじめとした第3次産業も順調に成長して来ました。



出所: General Statistics Office Of Vietnam
※2010年を基準とした実質GDP

ベトナム社会主義共和国のご紹介



赤は革命で流された尊い血を表わし、黄色の星の5条の光はそれぞれ労働者、農民、知識人、青年、兵士の5階層の団結を象徴しています。
通称「金星紅旗」と呼ばれています。

政治体制は社会主義で、経済には市場原理重視の政策を取り入れ、迅速、機動的な政策決定、運営により近年では安定した高成長を達成しています。

面積	329,241平方キロメートル
人口	9,152万人(2012年7月推計)
首都	ハノイ
宗教	仏教(80%)、カトリック、カオダイ教 他
公用語	ベトナム語
通貨	ドン
主要産業	農林水産業、鉱業、軽工業
輸出	縫製品、原油、履物、水産物等
輸入	機械機器(同部品)、石油、鉄鋼、布製品等

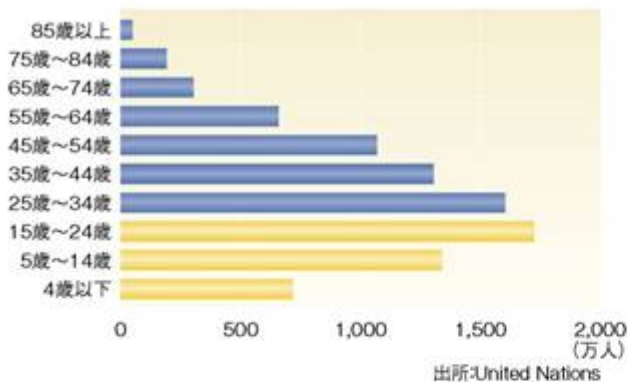
出所: 外務省、CIA



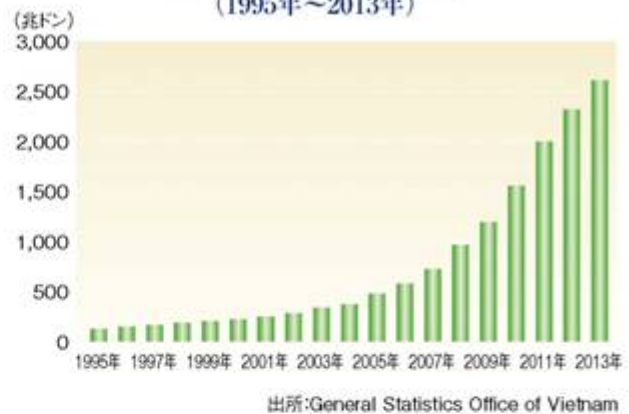
ベトナムの人口

ベトナムの全人口は約9,000万人、約半分が25歳以下であり、その若いパワーは旺盛な消費を生み出します。また、毎年約150万人が社会に出ており、安価な労働力は国際競争力の源ともなります。

ベトナムの人口構成
(2012年推計)



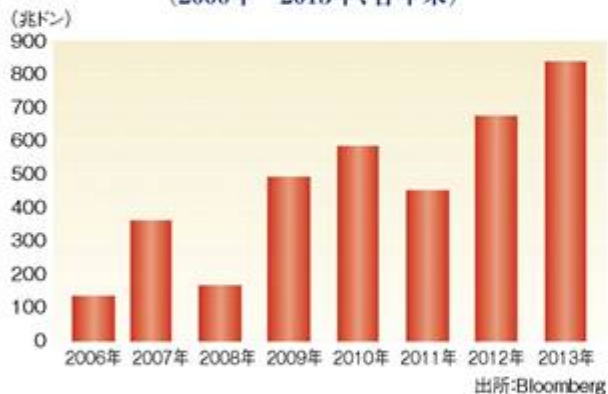
ベトナムの小売売上高の推移
(1995年～2013年)



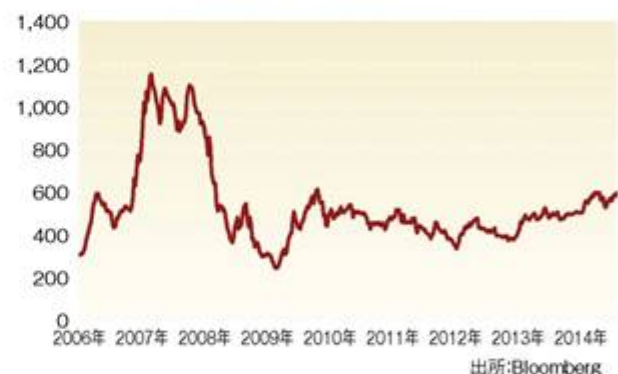
ベトナム株式市場について

ベトナム経済の拡大とともに、株式市場も成長を続けています。ホーチミン証券取引所の時価総額は、2013年12月末に約842兆ドン（約4.1兆円）に達しました。

ホーチミン証券取引所時価総額の推移
(2006年～2013年、各年末)



ベトナムVN指数の推移
(2006年1月～2014年7月)



ベトナムVN指数（ベトナム株価指数）は、ホーチミン証券取引所上場の全銘柄からなる時価総額加重平均指数です。2000年7月28日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出されます。

ホーチミン証券取引所上場の主な銘柄 (2014年7月末)

銘柄名	業種	時価総額 (兆ドン)
ベトロベトナム・ガス	公益	214.1
ベトナム乳業(ビナミルク)	食品・飲料・タバコ	113.3
ベトコンバンク(ベトナム外資銀行)	銀行	68.2
ビンググループ	不動産	66.1
マッサン・グループ	コングロマリット	65.4
ベトインバンク(ベトナム産業貿易商業銀行)	銀行	54.7
BIDV	銀行	42.7
バオ・ベト・ホールディングス	保険	28.7
ホアファット・グループ	素材	27.7
ベトロベトナム・ドリリング・アンド・ウェル	エネルギー	26.1

出所:Bloomberg

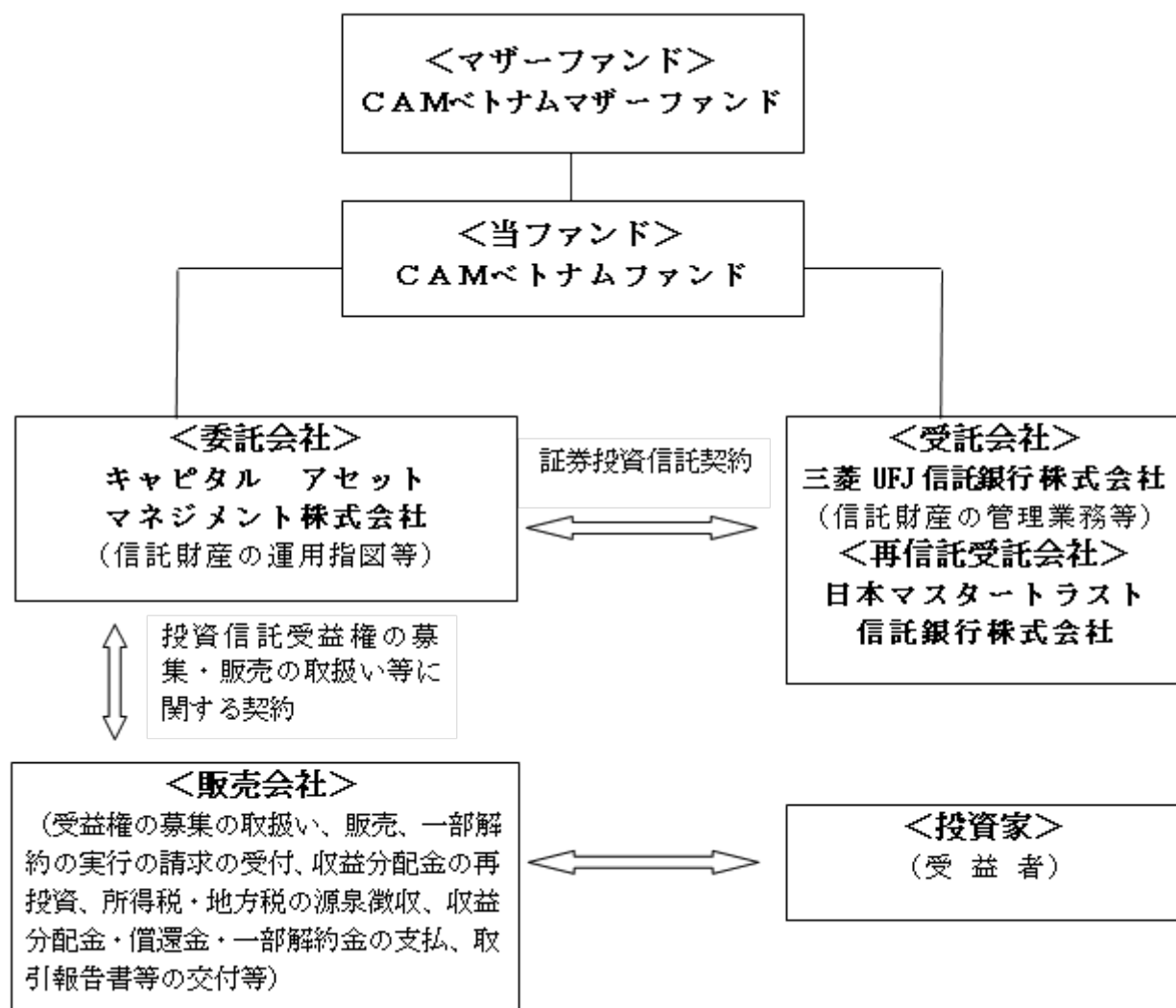
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年 8月10日 信託契約締結、当初設定、運用開始

平成24年11月 1日 ファンド名称を「CAMベトナムファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

イ. キャピタル アセットマネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

ロ. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で証券投資信託契約を締結し、これに基づき、当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

ハ. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（平成26年7月末日現在）

資本金 280百万円

発行済株式の総数 8,705株

ロ. 委託会社の沿革

平成16年1月 ヒューミント投資顧問株式会社設立

平成16年2月 投資顧問業登録 関東財務局長 第1198号

平成16年6月 投資一任業務認可 内閣総理大臣 第41号

平成19年3月 投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第72号

平成19年9月 金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第383号

平成21年10月 キャピタル・パートナーズ アセットマネジメント株式会社に
商号変更

平成22年3月 キャピタル アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ. 大株主の状況（平成26年7月末日現在）

発行済株式の総数 (a) および資本金	8,705株 280百万円		
氏名、商号または名称	住所	保有株式数 (b)（普通株式）	比率 (b/a)
キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋 3-13-11	6,679株	76.7%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 主要投資対象

CAMベトナムマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資する場合があります。

② 投資態度

イ. マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。なお、株式等に直接投資する場合があります。

ロ. 上記マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。

ハ. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。

ニ. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りま。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「CAMベトナムマザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. 株券、転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有する

ものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

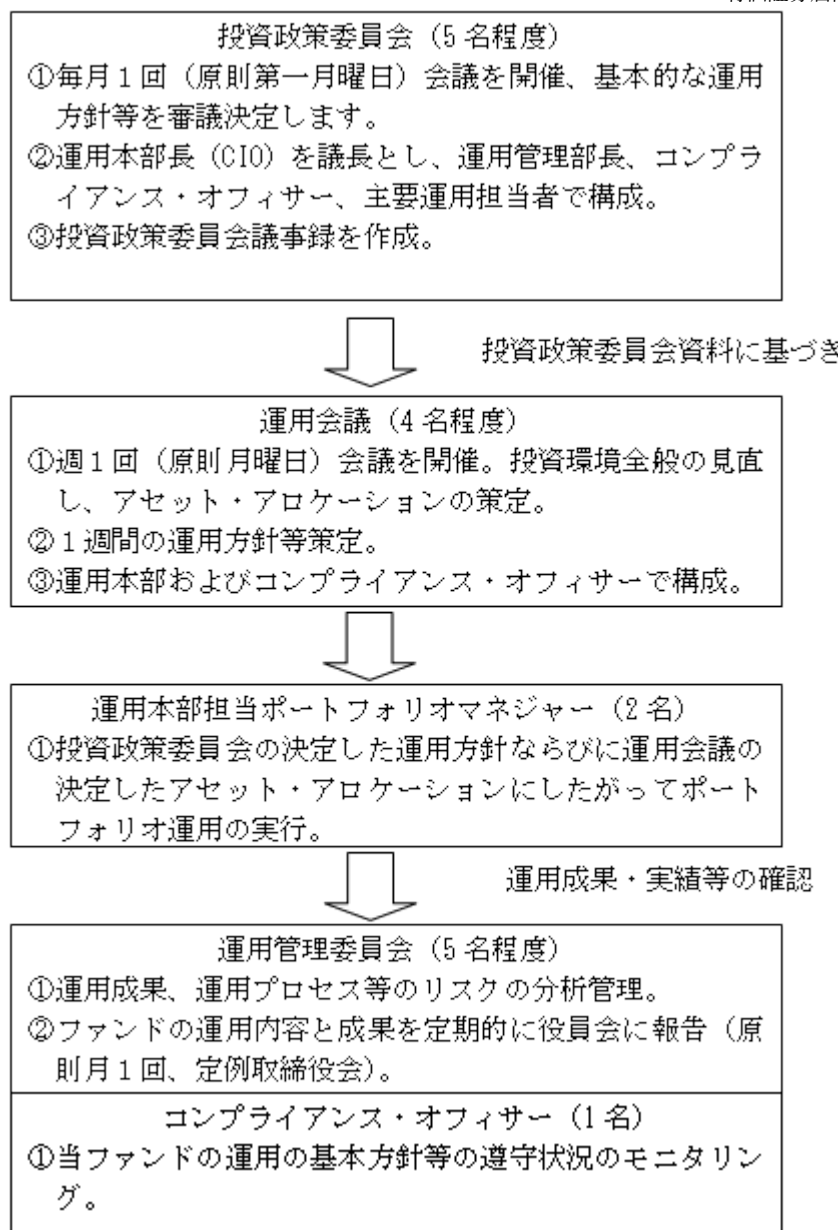
- ③ 委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑦ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、当該新株予約権証券および当該投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

当ファンドの運用に係る意思決定については、委託会社の投資政策委員会が基本的な運用方針および収益分配方針等を決定する体制としております。



② 内部管理体制

当ファンドの基本方針に則した適正な運営を行うべく、オペレーション部門による業務管理、内部監査室による業務監査およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、当ファンドの運用状況および運用成果等については、運用管理部が主催し、運用本部およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとする運用管理委員会でレビューを実施する体制としております。なお、委託会社では、信託財産の適正な運用および受益者と利益相反となる取引の防止を目的として、社内規程（業務方法書、業務運営規程、運用に係る社内規則、業務執行に係る社内規程、運用担当者服務規程等）を設けております。

関係法人に関する管理体制

受託会社：業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託に係る受託会社の内部統制報告書を定期的に入手し、説明・報告を受けます。投資信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適正に遂行されているかの確認を行います。

（注）運用体制は平成26年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎年2回（6月10日および12月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）および売買益（評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。）等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。

分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、委託会社の判断に基づき運用の基本方針と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

＜信託約款による投資制限＞

- ① マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資は、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑩ 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
- ⑪ 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

＜法令等による投資制限＞

① 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律および同法施行規則）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動、その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、またはオプションを表示する証券、もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)をおこない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考) マザーファンドの投資方針等

(1) 主要投資対象

ベトナムの取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- イ. 主としてベトナムの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ロ. 銘柄選定にあたっては、企業収益の成長性や財務健全性などを勘案して厳選します。
- ハ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に対応することがあります。
- ニ. 投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲内で行います。
- ⑨ スワップ取引は、約款第20条の範囲内で行います。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第21条の範囲内で行います。

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、実質的にはベトナムの取引所に上場している株式、ならびに世界各国・地域の取引所に上場しているベトナム関連企業の株式など値動きのある有

価証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

(1) 基準価額の主な変動要因

① 株式の価格変動リスク

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します（ただし、これに限定されるものではありません）。投資している通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、投資している通貨が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

当ファンドが投資するベトナムの経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策や税制の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

④ 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

⑦ 資金移動に係るリスク

当ファンドの主要投資対象国であるベトナム政府当局が資金移動の規制政策等を導入した場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

(2) 買付、換金が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、お買付の申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けたものを取り消すことができます。
- ② 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取り扱います。

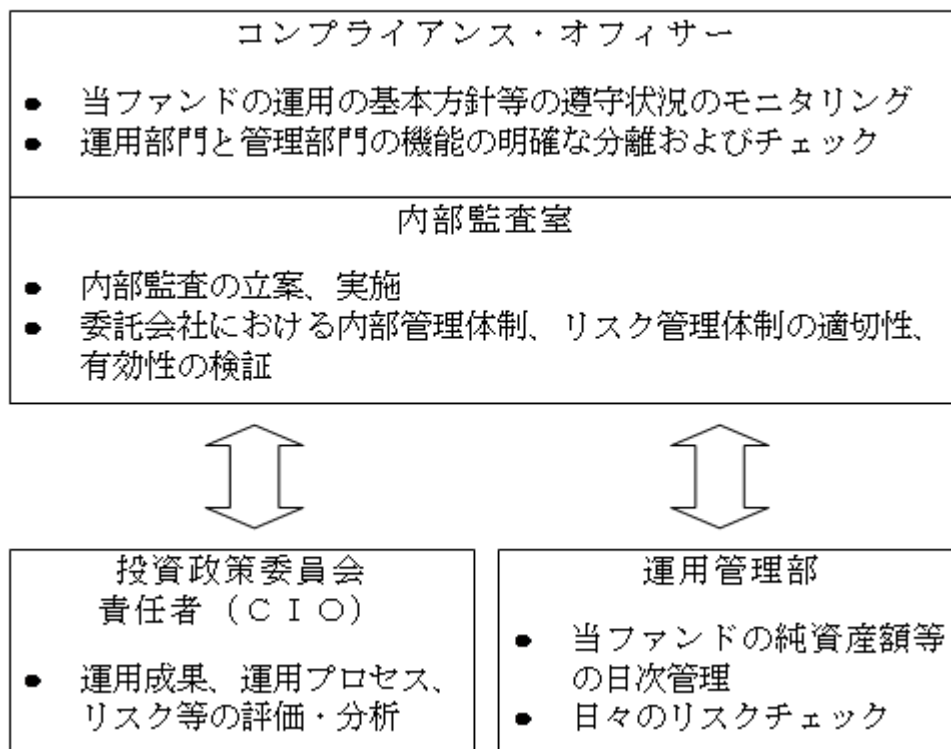
その他の留意点

当ファンドは、受益権口数が1億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

(3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。

① リスク管理体制について



② 担当部署等の概要

◆ コンプライアンス・オフィサー

- 法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。
- 違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。
- 資産運用は、運用本部による内部管理のほか、コンプライアンス・オフィサーが投資ガイドラインの遵守等、運用本部から独立した立場で以下の項目をチェックします。
 - 運用ガイドラインの遵守状況のモニター

- ・ 取引の妥当性のチェック
- ・ 利益相反取引のチェック

◆ 内部監査室

- ・ 内部監査室は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理体制、リスク管理体制の適切性、有効性の検証を行います。
（注） 投資リスクに対する管理体制は平成26年7月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（注）販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

「分配金受取りコース」を選択した受益者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数）に申込手数料を加算した金額を申込代金として申込みの販売会社に支払うものとします。

「自動継続投資コース」を選択した受益者は、申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします（申込手数料は申込代金から差し引かれます。）。

「自動継続投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料は、徴収しません。

ただし、換金（解約）時に、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額（当ファンドでは換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、次の1) および2) を合計した額とします。

1) 固定報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年2.5704%（税抜2.38%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。

委託会社	販売会社	受託会社
年1.6%	年0.7%	年0.08%

2) 実績報酬

- ・ 委託会社は、1)の固定報酬とは別に、運用の実績によって実績報酬を受領します。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎計算日の前日の基準価額（以下、基準価額とは、10,000口あたりの基準価額をいいます。）が、ハイウォーターマーク価格（以下、「HWM」といいます。HWMとは、10,000口あたりのHWMをいいます。）を上回った場合、当該HWMを超える基準価額の超過部分に対して21.6%（税抜20%）として計算します。

- ・HWMは、各計算期間末日において翌計算期間分を設定します。
 1. 第一計算期間におけるHWMは、10,000円とします。
 2. 第二計算期間以降は、前計算期間におけるHWMと、前計算期間末日における実績報酬控除後、分配金控除前の基準価額を比較し、より高い価額を当該計算期間の仮HWMとします。
 3. 仮HWMより、前期分配金（分配金の支払いが行われなかった場合は0「ゼロ」とします。）を控除した額を、当該計算期間に適用するHWMとします。
- ・実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎計算日、以下により計算されるものとします。
 1. 実績報酬の計算期間は、当ファンドの各計算期間を1期として取扱います。
 2.
$$\text{実績報酬} = (\text{計算日前日における基準価額} - \text{当該計算期間に適用するHWM}) \times 21.6\%$$

$$(\text{税抜20\%}) \times \text{受益権平均口数} / 10,000$$
 - *計算日前日における基準価額とは、（計算日前日の純資産総額＋前日計上の成功報酬）÷前日口数によって算出される基準価額をいいます。
 - *受益権平均口数とは、各計算期間の開始日から実績報酬計算日前日まで（営業日を対象に計算します。）の受益権の平均口数をいいます。
- ・実績報酬は、計算期間中において発生のおつど信託財産の費用として計上します。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期末を含む毎月10日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。
- ③ 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社を支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 投資信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
- ④ 前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。
 1. 法律顧問に対する報酬および費用
 2. 法定目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成および提出に係る費用
 4. 投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 5. 公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用
 6. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
 7. 投資信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）
- ⑤ 委託会社は前各項に定める費用の支払を投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額で投資信託財産から支弁を

受けることができるものとします。但し、この固定率または固定金額は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。係る費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計上し、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額とともに投資信託財産中から支弁し、委託会社に支払います。

- ⑥ 信託財産で有価証券の売買を行う際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

1. 個人受益者の場合

イ. 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。）。

ロ. 解約時および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、平成49年12月31日までの間、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行われます。
- ※ 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。
ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせ下さい。

2. 法人受益者の場合

イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除されることがあります。

ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

② 個別元本

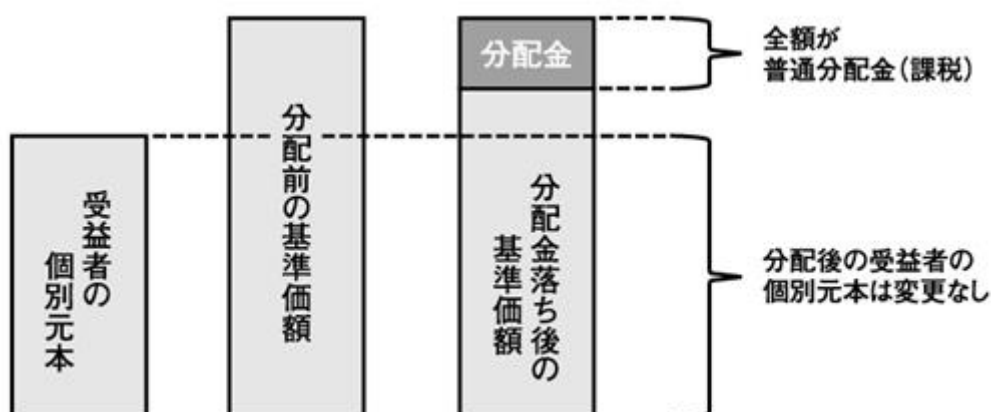
- イ. 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が個別元本となります。
- ロ. 受益者が同一ファンドを複数回お申し込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申し込みの場合などにより把握方式が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせ下さい。

③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

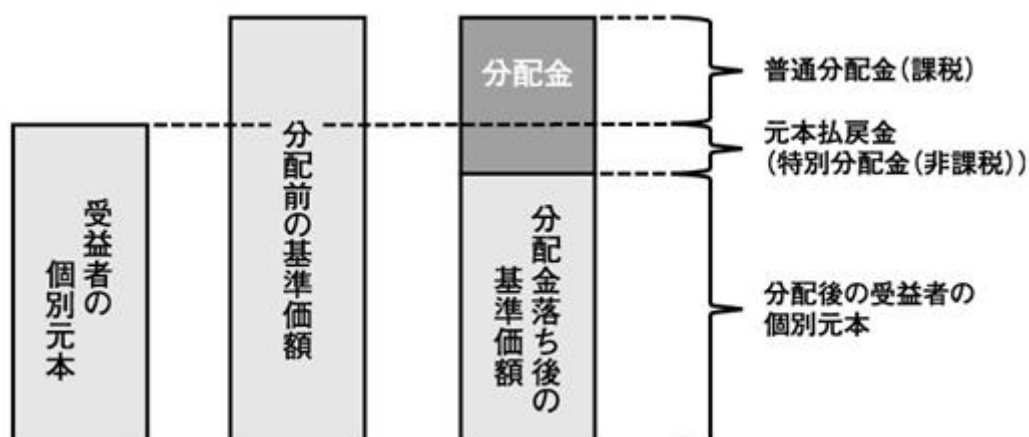
- イ. 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。
- ロ. 受益者が収益分配金を受け取る際
- ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分との額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ・ 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額か上回る場合



収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合



※ 税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「CAMベトナムファンド」

(平成26年7月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	8,396,138,746	100.31
内 日本	8,396,138,746	100.31
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△25,921,856	△0.31
純資産総額	8,370,216,890	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)「CAMベトナムマザーファンド」

投資状況

(平成26年7月31日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	6,021,045,859	71.71
内 ベトナム	5,924,742,697	70.57
内 カナダ	96,303,162	1.15
投資信託受益証券	2,280,487,212	27.16
内 ベトナム	2,280,487,212	27.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	94,376,247	1.12
純資産総額	8,395,909,318	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「CAMベトナムファンド」

投資有価証券明細

(平成26年7月31日現在)

	銘柄名	通貨 地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	CAMベトナム マザーファンド	日本・円 日本	親投資信託受益証券	5,283,913,623	1.5481 8,180,026,682	1.5890 8,396,138,746	100.31%

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種投資比率

(平成26年7月31日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.31
	小計	100.31
合 計（対純資産総額比）		100.31

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

(参考)「CAMベトナムマザーファンド」

投資有価証券明細

（平成26年7月31日現在）

	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率
1	PN Holdings Limited	アメリカ・ドル ベトナム	投資信託受益証券 —	4,345,080	575.65 2,501,251,602	524.84 2,280,487,212	27.16%
2	Viet Nam Dairy Products JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	3,433,110	595.20 2,043,387,072	648.00 2,224,655,280	26.50%
3	FPT Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4,000,000	215.52 862,080,000	239.52 958,080,000	11.41%
4	DHG Pharmaceutical JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,341,010	472.80 634,029,528	456.00 611,500,560	7.28%
5	PetroVietnam Drilling and Well	ベトナム・ドン ベトナム	株式 エネルギー	817,804	398.39 325,813,113	439.19 359,179,516	4.28%
6	Kinh Do Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	1,223,844	276.00 337,780,944	276.00 337,780,944	4.02%
7	Refrigeration Electrical Engin	ベトナム・ドン ベトナム	株式 資本財	2,406,370	120.00 288,764,400	129.60 311,865,552	3.71%
8	Hoa Phat Group JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	1,130,280	244.80 276,692,544	264.00 298,393,920	3.55%
9	PetroVietnam Gas JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 公益事業	295,000	499.20 147,264,000	532.80 157,176,000	1.87%
10	HAGL JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 各種金融	959,728	115.19 110,560,665	121.43 116,549,368	1.39%
11	Saigon Securities Inc	ベトナム・ドン ベトナム	株式 各種金融	800,000	121.92 97,536,000	120.48 96,384,000	1.15%
12	Besra Gold Inc	オーストラリア・ドル カナダ	株式 素材	14,342,780	3.35 48,151,581	6.71 96,303,162	1.15%
13	Tay Ninh Rubber JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	592,460	171.35 101,523,945	162.23 96,120,710	1.14%
14	Dong Phu Rubber JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	438,150	189.60 83,073,240	186.72 81,811,368	0.97%
15	Military Commercial Joint Stoc	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	1,172,741	64.79 75,993,616	64.79 75,993,616	0.91%
16	Binh Chanh Construction Invest	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	473,446	91.19 43,178,275	92.63 43,860,037	0.52%
17	Petrovietnam Fertilizer & Chem	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	263,860	154.55 40,782,201	145.43 38,375,798	0.46%
18	PetroVietnam Technical Service	ベトナム・ドン ベトナム	株式 エネルギー	212,850	124.80 26,563,680	156.00 33,204,600	0.40%
19	SPM Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	207,590	96.95 20,127,926	109.43 22,718,649	0.27%

20	Hoa Sen Group	ベトナム・ドン ベトナム	株式 素材	100,000	204.00 20,400,000	209.76 20,976,000	0.25%
21	Tu Liem Urban Development JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 不動産	250,000	68.64 17,160,000	69.60 17,400,000	0.21%
22	Southern Rubber Industry JSC	ベトナム・ドン ベトナム	株式 自動車・自動車部品	57,500	194.88 11,205,600	201.60 11,592,000	0.14%
23	Viet Nam Export-Import Commerc	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	109,413	63.83 6,984,925	60.95 6,669,816	0.08%
24	Vietnam Joint Stock Commercial	ベトナム・ドン ベトナム	株式 銀行	64,002	70.55 4,515,981	69.59 4,454,539	0.05%
25	Masan Group Corp	ベトナム・ドン ベトナム	株式 食品・飲料・タバコ	1	465.00 465	424.00 424	0.00%

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

(平成26年7月31日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	4.67
		素材	7.53
		資本財	3.71
		自動車・自動車部品	0.14
		食品・飲料・タバコ	30.52
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.55
		銀行	1.04
		各種金融	2.54
		不動産	0.73
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	11.41
		公益事業	1.87
	小計		71.71
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	27.16
	小計		27.16
合 計（対純資産総額比）			98.88

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

② [投資不動産物件]

該当事項はありません。

③ [その他投資資産の主要なもの]

該当事項はありません。

(3) [運用実績]

① [純資産の推移]

平成26年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1 計算期間末日 (平成22年12月10日)	8,905,557,292	8,905,557,292	0.9809	0.9809
第2 計算期間末日 (平成23年 6月10日)	11,030,668,953	11,056,322,101	0.8600	0.8620
第3 計算期間末日 (平成23年12月12日)	8,808,171,883	8,978,626,840	0.7751	0.7901
第4 計算期間末日 (平成24年 6月11日)	8,769,839,035	8,876,099,249	0.8253	0.8353
第5 計算期間末日 (平成24年12月10日)	8,479,953,107	8,575,854,752	0.8842	0.8942
第6 計算期間末日 (平成25年6月10日)	9,909,600,785	10,149,506,553	1.2392	1.2692
第7 計算期間末日 (平成25年12月10日)	8,915,889,124	9,150,220,401	1.2556	1.2886
第8 計算期間末日 (平成26年6月10日)	8,650,021,628	8,787,275,394	1.2604	1.2804
平成25年 7月末日	9,191,345,435	-	1.1790	-
8月末日	8,693,266,683	-	1.1251	-
9月末日	9,057,415,074	-	1.1801	-
10月末日	9,177,685,629	-	1.2095	-
11月末日	9,478,331,473	-	1.2712	-
12月末日	8,715,402,966	-	1.2600	-
平成26年 1月末日	9,314,543,105	-	1.3378	-
2月末日	9,294,227,369	-	1.3443	-
3月末日	9,706,694,855	-	1.4024	-
4月末日	9,303,239,947	-	1.3587	-
5月末日	8,813,504,234	-	1.2814	-
6月末日	8,228,308,394	-	1.2471	-
7月末日	8,370,216,890	-	1.2805	-

② [分配の推移]

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1 計算期間	—
第2 計算期間	0.0020
第3 計算期間	0.0150
第4 計算期間	0.0100
第5 計算期間	0.0100

第6計算期間	0.0300
第7計算期間	0.0330
第8計算期間	0.0200

③ [収益率の推移]

計算期間	収益率(%)
第1計算期間	△1.9
第2計算期間	△12.1
第3計算期間	△8.1
第4計算期間	7.8
第5計算期間	8.3
第6計算期間	43.5
第7計算期間	4.0
第8計算期間	2.0

(注) 「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4) [設定及び解約の実績]

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1計算期間	9,099,723,794	20,538,550	9,079,185,244
第2計算期間	4,684,965,308	937,576,491	12,826,574,061
第3計算期間	64,569,841	1,527,480,097	11,363,663,805
第4計算期間	104,849,699	842,492,042	10,626,021,462
第5計算期間	32,359,199	1,068,216,100	9,590,164,561
第6計算期間	340,063,590	1,933,369,212	7,996,858,939
第7計算期間	49,145,154	945,056,305	7,100,947,788
第8計算期間	308,433,867	546,693,327	6,862,688,328

(注) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考情報)

基準日：2014年7月31日

■基準価額・純資産の推移

2010年8月10日(設定日)～2014年7月31日



基準価額	12,805円
純資産総額	83.7億円

■分配の推移

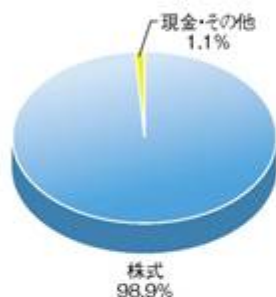
期	決算日	分配金額
第4期	2012年 6月11日	100円
第5期	2012年 12月10日	100円
第6期	2013年 6月10日	300円
第7期	2013年 12月10日	330円
第8期	2014年 6月10日	200円
設定来累計		1,200円

1万口あたり/税引前

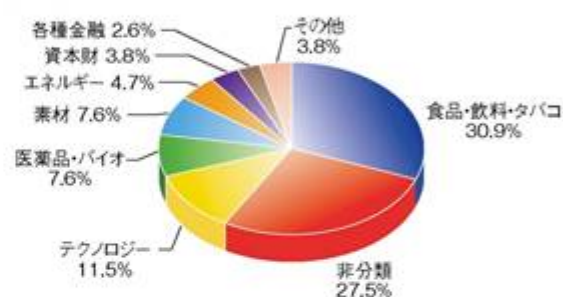
※最近5期分の分配実績を記載しております。

■主要な資産の状況

【資産配分】



【業種別配分】

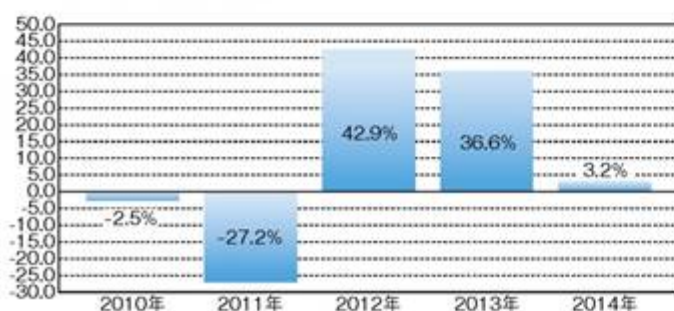


【組入れ上位10銘柄】

組入れ銘柄数：25銘柄

銘柄名	業種	投資比率
PN ホールディングス	非分類	27.2
ベトナム乳業 (ビナミルク)	食品・飲料・タバコ	26.5
FPT	テクノロジー	11.4
ハウザン製薬 (DHGファーマシューティカル)	医薬品・バイオ	7.3
ベトロベトナム・ドリリング・アンド・ウェル	エネルギー	4.3
キンド食品	食品・飲料・タバコ	4.0
リー冷蔵電気工業	資本財	3.7
ホアファットグループ	素材	3.6
ベトロベトナム・ガス	公益事業	1.9
HAGL	各種金融	1.4

■年間収益率の推移

※ファンドの年間収益率は、分配金(税引き前)を再投資したものと
して計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※2010年:設定時(2010年8月10日)から2010年末までの騰落率

※2014年:7月末までの騰落率

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行うものとします。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動継続投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。

「自動継続投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい積立投資契約を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等に相当する金額が課されます。なお、「自動継続投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

継続申込期間においては、販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ベトナムの証券取引所またはベトナムの銀行のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として、お申込みができません。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関にへ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

販売会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。ただし、販売会社の営業日であっても、ベトナムの証券取引所またはベトナムの銀行のいずれかの休業日と同日の場合には、原則として、お申込みができません。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

① 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.capital-am.co.jp/>

・電話番号 03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

1口当たりの手取り額は、個人の場合は解約価額から所得税および地方税を、法人の場合は所得税のみを差し引いた金額となります。

※ 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者に係る源泉徴収額に相当する金額を控除した額としします（当該課税対象者に係る源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最

初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：ベトナムF）また、後記照会先のホームページでもご覧になれます。

② 主な運用対象資産の評価基準および評価方法

イ.株式

原則として、基準価額計算日における証券取引所の終値（外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日の終値）で評価します。

ロ.外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

（2）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託契約締結日から平成32年6月10日までとします。

ただし、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

① この信託の計算期間は、原則として毎年6月11日から12月10日までおよび12月11日から翌年6月10日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

（5）【その他】

① 信託の終了

イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が1億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信

託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ロ. 委託会社は、上記イ. にしたがって信託を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し書面をもって、これらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 上記ロ. からニ. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により、同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ. からニ. までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが、困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、またはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、本イ. からト. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、上記イ. の事項（上記イ. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. 上記ロ. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産に、この信託の受益権が帰属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は、書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. 上記ロ. の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- ヘ. 上記ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記イ. からヘ. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において、当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書>

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らかの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、

自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解除することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、当該信託財産の計算期間の末日ごとおよび信託終了時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

⑤ 信託契約に関する監督官庁の命令

イ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

⑥ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記②ロ. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本イ. によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、後記照会先のホームページに掲載します。なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原

則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。「自動継続投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日））から起算して、5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の手続に関する事項は、前記の「3 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 ロ。」または「3 資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更等 ロ。」に規定する書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

照会先：キャピタル アセットマネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス：<http://www.capital-am.co.jp/>
- ・電話03-5259-7401（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年12月11日から平成26年6月10日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【CAMベトナムファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成25年12月10日現在)	当期 (平成26年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	456,014,005	343,200,750
親投資信託受益証券	9,016,988,413	8,520,715,011
流動資産合計	9,473,002,418	8,863,915,761
資産合計	9,473,002,418	8,863,915,761
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	234,331,277	137,253,766
未払解約金	235,872,245	9,247,503
未払受託者報酬	615,783	592,466
未払委託者報酬	83,431,489	65,288,398
その他未払費用	2,862,500	1,512,000
流動負債合計	557,113,294	213,894,133
負債合計	557,113,294	213,894,133
純資産の部		
元本等		
元本	7,100,947,788	6,862,688,328
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,814,941,336	1,787,333,300

（分配準備積立金）	2,110,219,772	1,967,378,528
元本等合計	8,915,889,124	8,650,021,628
純資産合計	8,915,889,124	8,650,021,628
負債純資産合計	9,473,002,418	8,863,915,761

（２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成25年 6 月11日 至 平成25年12月10日	当期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6 月10日
営業収益		
受取利息	8,930	12,151
有価証券売買等損益	521,106,834	336,526,598
営業収益合計	521,115,764	336,538,749
営業費用		
受託者報酬	3,894,618	3,844,428
委託者報酬	177,698,045	158,783,291
その他費用	2,862,500	1,512,000
営業費用合計	184,455,163	164,139,719
営業利益又は営業損失（△）	336,660,601	172,399,030
経常利益又は経常損失（△）	336,660,601	172,399,030
当期純利益又は当期純損失（△）	336,660,601	172,399,030
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	△10,618,965	21,053,212
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,912,741,846	1,814,941,336
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,087,010	95,714,234
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	10,087,010	95,714,234
剰余金減少額又は欠損金増加額	220,835,809	137,414,322
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	220,835,809	137,414,322
分配金	234,331,277	137,253,766
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,814,941,336	1,787,333,300

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成25年12月10日現在)	当期 (平成26年6月10日現在)
1. 期首元本額	7,996,858,939円	7,100,947,788円
期中追加設定元本額	49,145,154円	308,433,867円
期中一部解約元本額	945,056,305円	546,693,327円
2. 計算期間末日における受益権の総数	7,100,947,788口	6,862,688,328口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期 自 平成25年 6 月11日 至 平成25年12月10日	当期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6 月10日
1. その他費用の内訳 信託事務費用	2,862,500円	1,512,000円
2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（108,533,256円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（238,746,310円）、投資信託約款に規定される収益調整金（45,835,167円）及び分配準備積立金（1,997,271,483円）より分配対象額は2,390,386,216円（1口当たり0.336629円）であり、うち234,331,277円（1口当たり0.033000円）を分配金額としております。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（65,030,013円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（86,315,805円）、投資信託約款に規定される収益調整金（134,400,444円）及び分配準備積立金（1,953,286,476円）より分配対象額は2,239,032,738円（1口当たり0.326262円）であり、うち137,253,766円（1口当たり0.020000円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成25年 6 月11日 至 平成25年12月10日	当期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6 月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成25年 6 月11日 至 平成25年12月10日	当期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6 月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」における「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左 同左 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成25年12月10日現在)	当期 (平成26年6月10日現在)
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	510,384,156	313,715,525
合計	510,384,156	313,715,525

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 (平成25年12月10日現在)	当期 (平成26年6月10日現在)
1口当たり純資産額	1.2392円	1.2604円
(1万口当たり純資産額)	(12,392円)	(12,604円)

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表（平成26年6月10日現在）

イ．株式

該当事項はありません。

ロ．株式以外の有価証券

種類	銘柄名	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	CAMベトナムマザーファンド	5,503,982,308	8,520,715,011	
親投資信託受益証券 合計		5,503,982,308	8,520,715,011	
合計		5,503,982,308	8,520,715,011	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

②有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「CAMベトナムマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は以下のとおりであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

CAMベトナムマザーファンド

（１）貸借対照表

区分	前期 (平成25年12月10日現在)	当期 (平成26年6月10日現在)
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		

コール・ローン	237,365,200	72,628,825
株式	6,443,411,668	5,945,930,406
投資信託受益証券	2,278,550,827	2,491,767,031
未収入金	50,900,051	—
未収配当金	7,798,806	10,312,032
未収利息	—	—
流動資産合計	9,018,026,552	8,520,638,294
資産合計	9,018,026,552	8,520,638,294
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,039,705	—
流動負債合計	1,039,705	—
負債合計	1,039,705	—
純資産の部		
元本等		
元本	6,047,205,696	5,503,982,308
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,969,781,151	3,016,655,986
元本等合計	9,016,986,847	8,520,638,294
純資産合計	9,016,986,847	8,520,638,294
負債純資産合計	9,018,026,552	8,520,638,294

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準および評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	前期 (平成25年12月10日現在)	当期 (平成26年6月10日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,868,345,117円	6,047,205,696円
同期中における追加設定元本額	72,546,366円	126,655円
同期中における一部解約元本額	893,685,787円	543,350,043円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
CAMベトナムファンド	6,047,205,696円	5,503,982,308円
計	6,047,205,696円	5,503,982,308円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	6,047,205,696口	5,503,982,308口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成25年 6 月11日 至 平成25年12月10日	当期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6 月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス・オフィサーは、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、運用管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 自 平成25年 6 月11日 至 平成25年12月10日	当期 自 平成25年12月11日 至 平成26年 6 月10日
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価 で計上しているため、貸借対照 表計上額と時価との差額はあり ません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に 係る事項に関する注記）」に おける「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載してお ります。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関す る注記」に記載しておりま す。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることか ら、時価は帳簿価額と近似し ているため、当該金融商品の 帳簿価額を時価としておりま す。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格 に基づく価額のほか、市場価格 がない場合には合理的に算定さ れた価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定 の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることも あります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 平成25年12月10日現在	当期 平成26年6月10日現在
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	292,310,621	108,614,923
投資信託受益証券	△573,454,751	232,837,977
合計	△281,144,130	341,452,900

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	前期 平成25年12月10日現在				当期 平成26年6月10日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建	96,960,295	—	98,000,000	△1,039,705	—	—	—	—

ベトナム・ドン	96,960,295	—	98,000,000	△1,039,705	—	—	—	—
合計	96,960,295	—	98,000,000	△1,039,705	—	—	—	—

(注) 時価の算定方法

計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

- ① 計算期間末日において予約為替の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該予約為替は当該仲値で評価しております。
- ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - (イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
 - (ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

(1口当たり情報)

	前期 平成25年12月10日現在	当期 平成26年6月10日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.4911円	1.5481円
(1万口当たり純資産額)	(14,911円)	(15,481円)

(3) 附属明細表

①有価証券明細表（平成26年6月10日）

イ. 株式

通貨	銘柄名	数量 (株)	評価単価	評価金額	備考
オーストラリア・ドル	Besra Gold Inc	14,342,780	0.035	501,997.300	
オーストラリア・ドル 小計		14,342,780		501,997.300 (48,096,361)	
ベトナム・ドン	Kinh Do Corp	1,223,844	57,500.000	70,371,030,000.000	
	Refrigeration Electrical Engin	2,406,370	25,000.000	60,159,250,000.000	
	Viet Nam Dairy Products JSC	3,673,110	124,000.000	455,465,640,000.000	
	PetroVietnam Drilling and Well	817,804	83,000.000	67,877,732,000.000	
	FPT Corp	4,395,768	44,900.000	197,369,983,200.000	
	DHG Pharmaceutical JSC	1,341,010	98,500.000	132,089,485,000.000	
	Saigon Securities Inc	800,000	25,400.000	20,320,000,000.000	
	Tay Ninh Rubber JSC	592,460	35,700.000	21,150,822,000.000	
	Vingroup JSC	200,000	66,000.000	13,200,000,000.000	
	Petrovietnam Fertilizer & Chem	463,860	32,200.000	14,936,292,000.000	
	Hoa Phat Group JSC	1,130,280	51,000.000	57,644,280,000.000	
	Dong Phu Rubber JSC	438,150	39,500.000	17,306,925,000.000	
	Tu Liem Urban Development JSC	250,000	14,300.000	3,575,000,000.000	
	PetroVietnam Technical Service	212,850	26,000.000	5,534,100,000.000	
	Hoa Sen Group	100,000	42,500.000	4,250,000,000.000	
	HAGL JSC	959,728	24,000.000	23,033,472,000.000	

	Vietnam Joint Stock Commercial	64,002	14,700.000	940,829,400.000	
	Southern Rubber Industry JSC	57,500	40,600.000	2,334,500,000.000	
	SPM Corp	207,590	20,200.000	4,193,318,000.000	
	Binh Chanh Construction Invest	473,446	19,000.000	8,995,474,000.000	
	Viet Nam Export-Import Commerc	109,413	13,300.000	1,455,192,900.000	
	Masan Group Corp	1	97,000.000	97,000.000	
	Military Commercial Joint Stoc	1,172,741	13,500.000	15,832,003,500.000	
	PetroVietnam Gas JSC	295,000	104,000.000	30,680,000,000.000	
ベトナム・ドン	小計	21,384,927		1,228,715,426,000.000 (5,897,834,045)	
合計		35,727,707		5,945,930,406	

（注１）各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

（注２）合計欄における評価金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であります。

ロ．株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	PN Holdings Limited	4,345,080	24,319,412.76	
	アメリカ・ドル	小計	4,345,080	24,319,412.76 (2,491,767,031)	
投資信託受益証券 合計			4,345,080	2,491,767,031 (2,491,767,031)	
合計				2,491,767,031	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資 信託受益証 券時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	—%	29.2%	29.5%
オーストラリア・ドル	株式 1銘柄	0.6%	—%	0.6%
ベトナム・ドン	株式 24銘柄	69.2%	—%	69.9%

②有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「CAMベトナムファンド」

(平成26年7月31日現在)

I 資産総額	8,471,488,450円
II 負債総額	101,271,560円
III 純資産総額(I - II)	8,370,216,890円
IV 発行済数量	6,536,660,783口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.2805円

(参考)「CAMベトナムマザーファンド」

(平成26年7月31日現在)

I 資産総額	8,395,909,318円
II 負債総額	0円
III 純資産総額(I - II)	8,395,909,318円
IV 発行済数量	5,283,913,623口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.5890円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿について

作成しません。

3. 受益者集会

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

4. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

5. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成26年7月末日現在）

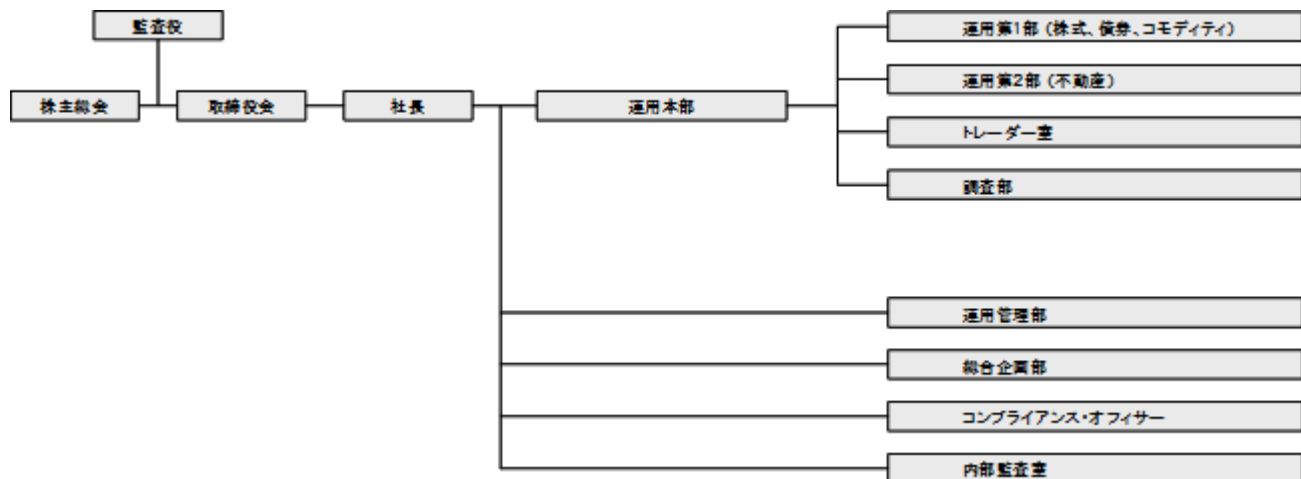
(1) 資本金等

- ① 資本金の額
280百万円
- ② 会社が発行する株式総数
40,000株
- ③ 発行済株式総数
8,705株
- ④ 過去5年間における資本金の増減

年月日	増資額	増資後資本金
平成22年 2月28日	5,000万円	28,000万円

(2) 委託会社の機構

① 会社の組織図

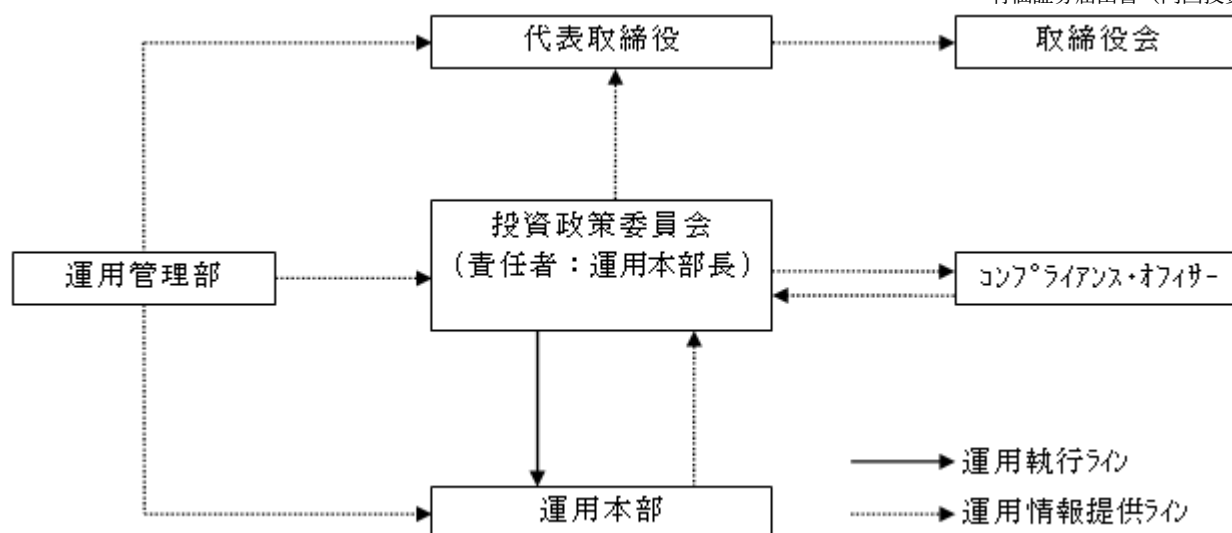


(注) 上記組織は、平成26年7月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上15名以内、監査役は3名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権総数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内、監査役は、就任後4年以内のそれぞれ最後の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、任期満了前に退任した取締役および監査役の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を選任し、必要に応じて、会長、副社長各1名を選任することができます。社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。取締役会の決議をもって、役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができます。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、平成26年7月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っております。

平成26年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	19本	19,367百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

- 1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2）財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人五大による監査を受けております。

1 財務諸表

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
I 流動資産			

1 現金及び預金			5,101		52,057
2 未収委託者報酬	※5		45,791		44,389
3 未収運用受託報酬			63		119,888
4 未収その他報酬			317		421
5 未収収益			140		140
6 立替金			19,864		13,913
7 前払費用			2,171		1,857
8 その他			6		1
流動資産合計			73,455		232,668
II 固定資産					
1 有形固定資産	※1		4,131		6,347
（1）建物		3,313		2,873	
（2）器具備品		817		3,473	
2 無形固定資産			19,609		26,022
（1）電話加入権		52		52	
（2）ソフトウェア		19,557		13,934	
（3）ソフトウェア仮勘定		-		12,035	
3 投資その他の資産			129,274		368,000
（1）投資有価証券	※2	34,416		278,100	
（2）関係会社株式		14		-	
（3）敷金		5,848		5,704	
（4）供託金	※4	71,540		84,194	
（5）仮差押債権	※5	17,454		-	
固定資産合計			153,015		400,370
資産合計			226,470		633,038
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金	※3		107,021		85,565
2 未払代行手数料	※3		19,080		18,582
3 未払費用			3,603		80,716
4 未払法人税等			4,425		31,105
5 賞与引当金			5,000		7,500
6 未払消費税等			4,734		17,739
7 預り金			1,333		1,768
流動負債合計			145,199		242,978
II 固定負債					
1 繰延税金負債			-		5,071

		前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）
固定負債合計		-	5,071
負債合計		145,199	248,049
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金		280,000	280,000
2 資本剰余金		77,924	55,251
（1）資本準備金	75,251		55,251
（2）その他資本剰余金	2,672		-
3 利益剰余金		△273,220	40,579
（1）その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	△273,220		40,579
株主資本合計		84,703	375,830
II 評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		△3,432	9,158
評価・換算差額等合計		△3,432	9,158
純資産合計		81,271	384,989

負債及び純資産合計		226,470	633,038
-----------	--	---------	---------

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業収益			
1 委託者報酬		341,453	1,139,538
2 運用受託報酬		240	138,149
3 商品投資顧問料		1,457	1,096
4 その他営業収益		15,000	5,097
営業収益合計		358,151	1,283,881
II 営業費用			
1 支払手数料	※1	103,977	410,767
2 広告宣伝費		1,478	43
3 調査費		80,485	32,686
4 委託計算費		15,067	66,245
5 営業雑経費		8,331	8,232
(1) 通信費		1,979	1,974
(2) 協会費		2,037	2,013
(3) 印刷費		3,409	4,244
(4) その他営業雑経費		905	-
営業費用合計		209,339	517,974
III 一般管理費			
1 給料		60,656	91,795
(1) 役員報酬		15,534	26,910
(2) 給料・手当		38,640	47,732
(3) 賞与		355	8,465
(4) 賞与引当金繰入額		5,000	7,500
(5) 法定福利費		1,127	1,187
2 旅費交通費		961	1,196
3 租税公課		2,346	4,273
4 不動産賃借料		10,003	12,142
5 減価償却費		6,728	7,329
6 業務委託費	※1	10,152	206,904
7 その他一般管理費		17,979	38,049
一般管理費合計		108,828	361,692
営業利益		39,983	404,215
IV 営業外収益			
1 投資有価証券利息		196	140
2 受取利息		6	6
3 受取配当金		0	4,706

4	為替差益			-	36
5	雑収入			7	12
	営業外収益合計			210	4,901
V	営業外費用				
1	為替差損			8	-

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
2 雑損失		192	209
営業外費用合計		201	209
経常利益		39,993	408,907
VI 特別損失			
1 固定資産除却損	※2	2,109	-
2 投資有価証券売却損	※1	2,222	245
3 投資有価証券償還損		2,431	-
4 関係会社株式評価損		1,867	-
5 その他		-	3
特別損失合計		8,630	248
税引前当期純利益		31,363	408,659
法人税、住民税及び事業税		3,193	29,531
法人税等調整額		△561	-
当期純利益		28,731	379,127

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益 剰余金		
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	280,000	75,251	2,672	△301,952	55,972	△3,597
当期変動額						
当期純利益				28,731	28,731	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)					-	165
当期変動額合計	-	-	-	28,731	28,731	165

当期末残高	280,000	75,251	2,672	△273,220	84,703	△3,432
-------	---------	--------	-------	----------	--------	--------

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金
		資本準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰 余金 繰越利益剰余 金			
当期首残高	280,000	75,251	2,672	△273,220	-	84,703	△3,432
当期変動額							
当期純利益				379,127		379,127	
資本準備金の振替		△20,000	20,000			-	
自己株式の取得					△88,000	△88,000	
自己株式の消却			△22,672	△65,327	88,000	-	
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）						-	12,590
当期変動額合計	-	△20,000	△2,672	313,800	-	291,127	12,590
当期末残高	280,000	55,251	-	40,579	-	375,830	9,158

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	（1）子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 （2）その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	（1）有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 4年～5年 （2）無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
-------------------------	-------------------------

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	236千円
----	-------

器具備品	8,069千円
------	---------

※ 2. 投資有価証券のうち、国債10,625千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

※ 3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

未払金	16,730千円
-----	----------

未払代行手数料	12,214千円
---------	----------

※ 4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。

※ 5. ※ 4に記載の仮差押えに関する助言報酬の計算期間以降の期間に係る助言報酬の支払留保分等に関し、助言会社から申し立てられた当社債権（未収委託者報酬）の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定を受け、平成25年3月、その一部が実行されたものであります。

また、仮差押え決定金額と3月仮差押え実行額との差額3,199千円については、平成25年4月に仮差押えが実行されており、当該金額は「未収委託者報酬」に含まれております（6.偶発債務の注記参照）。

6.偶発債務

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	676千円
----	-------

器具備品	9,335千円
------	---------

※ 2. 投資有価証券のうち、国債10,490千円を宅地建物取引業に係る営業保証金として供託しております。

※ 3. 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

未払代行手数料	9,296千円
---------	---------

※ 4. ファンド運用に係る助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）の助言サービス内容が不的確であったことにより当社が支払を留保している助言報酬に関し、助言会社から申し立てられた当社債権の仮差押えについての東京地方裁判所の仮差押え決定金額に係る東京法務局への供託金であります（6.偶発債務の注記参照）。

6.偶発債務

(係争事件)

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円（平成26年5月23日付け、訴えの変更申立書による訴額529,457千円）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる

「投資顧問契約」は委任契約であり、委任者と受任者の信頼関係の上に成り立っており、委任契約が委任者の利益だけでなく受任者の利益である場合も、受任者が著しく不誠実な行為に出た等やむをえない事由があるときは、委任者は民法651条に則り委任契約を解除することができるものと解するのが判例であります。上記の判例の基準に照らし本件解除は有効であり、解除通知日以降の報酬は発生しないと認識しております。また、当社は、助言内容が不的確であったことによる助言報酬の減額についても主張していく所存であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

なお、上記訴訟の提起以前に、助言会社から当社債権に対して解除前の報酬を請求債権として仮差押えが申立てられており、当社の正当性を主張していくにあたり、以下のとおり仮差押え決定金額と同額の供託金を拠出しております。

平成24年10月：東京地方裁判所による当社債権に対する仮差押えの決定

平成25年2月：上記仮差押えに対する供託金
71,450千円の拠出及び仮差押え執行の取消し

平成25年2月：東京地方裁判所による当社債権に対する第2回目の仮差押えの決定

平成25年4月：上記仮差押えに対する供託金
20,653千円の拠出及び仮差押え執行の取消し

また、助言会社による仮差押え申立て金額に重複分があったことが判明し、平成25年5月、東京地方裁判所より当初の供託金71,450千円の内8,000千円を減額する決定がなされています。

助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払手数料 71,482千円	支払手数料 272,989千円
投資有価証券売却損 2,222千円	業務委託費 182,626千円
※2. 固定資産除却損の内容は次の通りであります。	
建物 2,109千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
優先株式	1,600	—	—	1,600
合計	10,305	—	—	10,305

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,705	—	—	8,705
優先株式	1,600	—	1,600	—
合計	10,305	—	1,600	8,705

(注) 優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式				
優先株式	-	1,600	1,600	-
合計	-	1,600	1,600	-

(注1) 優先株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(注2) 優先株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当事業年度においては増資による資金調達は行っておりません。また、当事業年度において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は、主として契約により規定され、受託銀行において分別保管されている信託財産から支払われる委託者報酬の未収分の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、経営方針に基づき投資及び売却を行っており、外貨運用も含まれるため、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクにも晒されています。

（３）金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社における契約履行者は、受託銀行において分別保管されている信託財産であり、営業債権については、受託銀行とともに、取引先ごとに期日および残高管理をしております。信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や時価などの変動リスク）の管理

投資有価証券は、有価証券投資に関する基本方針に基づき、経営会議の決議により投資が行われ、為替の変動リスクおよび価格の変動リスクについては、月次ベースで管理されています。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入による資金調達を行っておらず、親会社を含めた投資家からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に関する的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動原因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することはあり得ます。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	5,101	5,101	—
（２）未収委託者報酬	45,791	45,791	—
（３）未収運用受託報酬	63	63	—
（４）未収その他報酬	317	317	—
（５）立替金	19,864	19,864	—
（６）投資有価証券	34,416	34,416	—
（７）敷金	5,848	5,182	△666
資産計	111,402	110,736	△666

(1) 未払金	107,021	107,021	—
(2) 未払代行手数料	19,080	19,080	—
(3) 未払費用	3,603	3,603	—
(4) 未払法人税等	4,425	4,425	—
(5) 未払消費税等	4,734	4,734	—
(6) 預り金	1,333	1,333	—
負債計	140,199	140,199	—

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	52,057	52,057	—
(2) 未収委託者報酬	44,389	44,389	—
(3) 未収運用受託報酬	119,888	119,888	—
(4) 未収その他報酬	421	421	—
(5) 立替金	13,913	13,913	—
(6) 投資有価証券	278,100	278,100	—
(7) 敷金	5,704	5,185	△519
資産計	514,475	513,955	△519
(1) 未払金	85,565	85,565	—
(2) 未払代行手数料	18,582	18,582	—
(3) 未払費用	80,716	80,716	—
(4) 未払法人税等	31,105	31,105	—
(5) 未払消費税等	17,739	17,739	—
(6) 預り金	1,768	1,768	—
負債計	235,478	235,478	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及および投資有価証券に関する事項

①現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収その他報酬、立替金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②投資有価証券

主に取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

③敷金

合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によって算定しております。

④未払金、未払代行手数料、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式		-
子会社株式	14	-
供託金	71,540	84,194
仮差押債権	17,454	-
合計	89,009	84,194

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、供託金および仮差押債権については、正確に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,101	—	—	—
未収委託者報酬	45,791	—	—	—
未収運用受託報酬	63	—	—	—
未収その他報酬	317	—	—	—
立替金	19,864	—	—	—
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	—	10,000	—	—
合計	71,137	10,000	—	—

当事業年度（平成26年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	52,057	—	—	—
未収委託者報酬	44,389	—	—	—
未収運用受託報酬	119,888	—	—	—
未収その他報酬	421	—	—	—
立替金	13,913	—	—	—
投資有価証券 (その他有価証券)				
国債	—	10,000	—	—

合計	230,669	10,000	—	—
----	---------	--------	---	---

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,625	10,089	536
	(3) その他	970	862	107
	小計	11,595	10,951	643
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	22,821	26,897	△4,075
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	22,821	26,897	△4,075
計		34,416	37,848	△3,432

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千

円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	10,490	10,089	401
	(3) その他	234,591	216,884	17,706
	小計	245,081	226,973	18,107
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	24,242	26,897	△2,654
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8,776	10,000	△1,224
	小計	33,018	36,897	△3,878
計		278,100	263,870	14,229

（注）減損処理にあたっては、事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千

円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	9,415	-	2,222
(3) その他	-	-	-
計	9,415	-	2,222

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千

円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	4,755	-	245
計	4,755	-	245

3. 時価評価されていない有価証券の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
関係会社株式		
子会社株式	14	-
合計	14	-

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、発行会社の財政状態の悪化により株式の実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

前事業年度末において、子会社株式を1,867千円減損処理しております。

（税効果会計関係）

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産 賞与引当金 1,900 未払事業税 643 関係会社株式評価損 2,095 未払費用 876 投資有価証券評価差額金 1,223 繰越欠損金 166,349 その他 63 繰延税金資産小計 173,152 評価性引当額 △173,152 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 繰延税金負債合計 -	繰延税金資産 賞与引当金 2,673 未払事業税 3,134 未払費用 352 繰越欠損金 48,406 その他 129 繰延税金資産小計 54,695 評価性引当額 △54,695 繰延税金資産合計 - 繰延税金負債 投資有価証券評価差額金 5,071 繰延税金負債合計 5,071
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 38.0% （調整） 交際費等永久に損金に算入される項目 1.0 住民税均等割 0.9 評価性引当額の減少額 △33.5 その他 2.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.4	法定実効税率 38.0% （調整） 交際費等永久に損金に算入される項目 0.7 住民税均等割 0.1 評価性引当額の減少額 △30.4 その他 △1.2 税効果会計適用後の法人税等の負担率 7.2

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	207,764	投資運用業

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
CAM ベトナムファンド	946,552	投資運用業

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度(自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ [※] 証券㈱	東京都 中央区	2,950	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 79.3	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	71,482	未払代行 手数料	12,214
							投資有価証券の 売却 (注2) 売却代金 売却損	9,415 2,222	-	-
							経営指導料の支 払 (注3)	9,500	未払金	3,675
							不動産賃借 敷金支払 (注4)	10,003 5,920	未払金 敷金	3,711 5,848

当事業年度(自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	キャピタル・ パートナーズ 証券㈱	東京都 中央区	2,950	金融商品 取扱会社	(被所有) 直接 76.7	業務受託	証券代行 手数料の支払 (注1)	271,848	未払代行 手数料	9,296
							業務委託費の支 払 (注3)	182,626	-	-
							経営指導料の支 払 (注3)	30,000	-	-
							不動産賃借 (注4)	12,142	敷金	5,704

取引金額には消費税等は含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格およびその他の条件を決定しております。

(注2) 投資有価証券の売買取引は、提示された時価を検討して行っております。

(注3) 提供を受ける業務内容に基き、交渉のうえ価格等を決定しております。

(注4) 使用面積割合等に基き、価格等の取引条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報
- キャピタル・パートナーズ・ホールディングス株式会社 (非上場)
- キャピタル・パートナーズ証券株式会社 (非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務諸表
- 該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月 1 日 至 平成26年3月31日)
1 株当たり純資産額	△3,070円52銭	44,226円22銭
1 株当たり当期純利益	2,841円02銭	43,552円88銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注 1) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎 (単位：千円)

項目	前事業年度 平成25年 3 月31日	当事業年度 平成26年 3 月31日
貸借対照表の純資産の部の合計額	81,271	384,989
普通株式以外に帰属する純資産合計額	108,000	-
優先株式の払込出資額	80,000	
優先株式の累積要配当額 (平成22年 3 月分)	16,000	
優先株式の累積要配当額 (平成23年 3 月分)	4,000	
優先株式の累積要配当額 (平成24年 3 月分)	4,000	
優先株式の累積要配当額 (平成25年 3 月分)	4,000	
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	△26,728	384,989
普通株式の当事業年度末株式数(株)	8,705	8,705

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎
円)

(単位：千

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	28,731	379,127
普通株式以外に帰属する純利益	4,000	-
普通株式に係る当期純利益	24,731	379,127
普通株式の当期平均株式数(株)	8,705	8,705

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、④および⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③および④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

（係争事件）

平成25年4月10日に、ファンド運用に関し投資顧問契約を締結していた助言会社ドラゴン・キャピタル・アドバイザー・リミテッド社（以下、助言会社）により総額370,419千円（平成26年5月23日付け、訴えの変更申立書による訴額529,457千円）の報酬支払履行の訴状（訴状日付け平成25年3月29日）が東京地方裁判所より送達されました。

当社は、助言会社によるファンド運用の助言内容が不的確であったため、助言報酬の一部の支払いを留保するとともに、平成24年8月7日付けで「投資顧問契約の解除」を通知しております。助言会社はこれを不服として、支払留保されている助言報酬の他、投資顧問契約による契約期間の定め解釈に基づいて平成26年6月10日までの各計算期間に係わる助言報酬および成功報酬の支払いについても要求してきたものであり、現在、係争中であります。

上記解除通知日前日までの助言報酬については、既に費用として未払計上しており、現時点において将来的に損失が発生する可能性は低いものと判断しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 受託会社

名 称	三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（平成26年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
株式会社SBI証券	47,937百万円	同上
東洋証券株式会社	13,494百万円	同上
エース証券株式会社	8,831百万円	同上
丸八証券株式会社	3,752百万円	同上
安藤証券株式会社	2,280百万円	同上
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	同上
香川証券株式会社	555百万円	同上
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	同上

平成26年3月末現在

2【関係業務の概要】

① 受託会社

当ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、受益権の通知、信託財産の保管・管理、基準価額の計算等を行います。

② 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金および一部解約金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

販売会社であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社は、委託会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社の株式を6,679株保有しております（平成26年7月末現在、発行済普通株式数に対する比率は、76.7%です。）。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、当ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、当ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
4. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
5. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
6. 目論見書は、電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月24日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監 査 法 人 五 大

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 村 和 哉 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているキャピタル アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年8月25日

キャピタル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若槻 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAMベトナムファンドの平成25年12月11日から平成26年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAMベトナムファンドの平成26年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

キャピタル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。